

災害時における電動車両等の貸与に関する協定書

令和 4 年 4 月

旭 川 市

北北海道三菱自動車販売株式会社

三菱自動車工業株式会社

災害時における電動車両等の貸与に関する協定書

旭川市（以下「甲」という。）、北北海道三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における電動車両等の貸与に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の市域において災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においては電動車両の災害の発生時における有用性を広く地域住民に周知し、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙又は丙が甲に対して貸与する電動車両等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) プラグインハイブリッドEV
- (2) 電気自動車
- (3) 前各号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙又は丙が保有する電動車両等（前条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙と調整の上、乙又は丙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

2 丙は、前項の要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、乙又は丙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

3 丙は、第1項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

4 甲は、第1項の連絡を受けた後、電動車両等の貸与を行う者（以下「貸与者」という。）に対し、災害時における電動車両等の貸与要請書（様式1号）を提出するものとする。

(電動車両等の引渡し等)

第4条 貸与者は、前条第4項の要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

2 貸与者は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡した上で、甲に対して災害時における電動車両等の貸与報告書(様式2号)を提出するものとする。

(供給電力)

第5条 貸与者は、電動車両等の貸与に当たっては、十分に給油及び充電がされた状態で貸与するよう努めるものとする。

2 貸与時点において電動車両等に給油及び充電がされている動力源は、貸与者が無償で提供する。

(貸与期間)

第6条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

(使用上の留意事項)

第7条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

- (1) 貸与者が説明する使用方法を遵守し、できるだけ安全な場所で使用すること。
- (2) 原則として、旭川市内で使用する。
- (3) 故障又は何らかの原因により使用できなくなったときは、第15条第3項の規定により、貸与者に速やかに連絡すること。

(電動車両等の管理)

第8条 甲は、第4条に定める引渡しから第6条に定める返却までの期間においては、貸与された電動車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。

(電動車両等の返却)

第9条 貸与者が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

(補償)

第10条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

- (1) 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的若しくは人的損害又は電動車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その損害を補償するものとする。
- (2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険)

- 第 11 条 貸与者は、電動車両等の貸与に当たり自らの負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに貸与者へその旨を連絡し、加入している保険の適用を受けるものとする。
- 2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分（保険加入者負担分）が発生した場合は、原則として甲が負担するものとする。

(費用負担)

- 第 12 条 電動車両等の貸与に係る費用の負担については、次のとおりとする。
- (1) 第 4 条第 1 項の規定により、貸与者から引渡しを受けた電動車両等の使用料は、無料とする。
 - (2) 貸与期間中の諸費用（電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。）については、甲が負担するものとする。
- 2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。
 - 3 第 1 項の規定にかかわらず、電動車両等の貸与において甲、乙又は丙に必要な費用が発生したときは、甲、乙及び丙が協議の上、当該費用の負担額を決定するものとする。

(費用の支払)

- 第 13 条 前条第 2 項の規定により決定した費用は、乙又は丙の請求により甲が支払うものとする。
- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに費用を乙又は丙に支払うものとする。

(連絡責任者)

- 第 14 条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、連絡担当部署報告書（様式 3 号）により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

- 第 15 条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

- 2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。
- 3 甲は、貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに貸与者に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

- 第 16 条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く地域住民に周知し、理解を醸成していくことに努めるものとする。
- 2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。
 - 3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(不可抗力免責)

- 第 17 条 激甚な天変地異，戦争・内乱・暴動，法令の改廃・制定，公権力による命令・処分，労働争議，輸送機関・通信回線の事故，交通の途絶，施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部若しくは一部の履行遅滞，履行不能又は不完全履行については，当該当事者は責任を負わないものとする。

(有効期間)

- 第 18 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 2 か月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に 1 年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

(協議)

- 第 19 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙及び丙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和4年4月25日

甲 旭川市
旭川市長 今 津 寛 介

乙 北海道旭川市永山3条14丁目1番6号
北北海道三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長 服 部 秀 治

丙 東京都港区芝浦三丁目1番21号
三菱自動車工業株式会社
代表執行役社長兼最高経営責任者
加 藤 隆 雄

(様式 1 号)

年 月 日

災害時における電動車両等の貸与要請書

会社名	
代表	様

旭川市長

災害時における電動車両等の貸与に関する協定第 3 条第 4 項の規定に基づき，次のとおり要請します。

担当者	部署 氏名 電話番号 FAX 番号 メールアドレス
口頭・電話等による要請日時	年 月 日 時 分
貸与要請理由	
電動車両等の種類・数量	種類 数量
貸与場所	住所
貸与期間	年 月 日 ～ 年 月 日
その他必要な事項	

(様式 2 号)

年 月 日

災害時における電動車両等の貸与報告書

旭川市長

会社名

代表

災害時における電動車両等の貸与に関する協定第 4 条第 2 項の規定に基づき，次のとおり報告します。

担当者	部署 氏名 電話番号 FAX 番号 メールアドレス
電動車両等の種類・数量	種類 数量
貸与場所	住所
貸与期間	年 月 日 ～ 年 月 日
その他必要な事項	

(様式 3 号)

年 月 日

連絡担当部署報告書

団体・会社名

旭川市

災害時における電動車両等の貸与に関する協定第 14 条の規定に基づき, 次のとおり
報告します。

(年 月 日現在)

第一順位	部署 氏名 電話番号 F A X 番号 メールアドレス	
第二順位	部署 氏名 電話番号 F A X 番号 メールアドレス	
第三順位	部署 氏名 電話番号 F A X 番号 メールアドレス	

※電話番号については緊急時にも繋がるものが望ましい。

(様式 3 号)

年 月 日

連絡担当部署報告書

団体・会社名

北北海道三菱自動車販売株式会社

災害時における電動車両等の貸与に関する協定第 14 条の規定に基づき, 次のとおり
報告します。

(年 月 日現在)

第一順位	部署 氏名 電話番号 F A X 番号 メールアドレス	
第二順位	部署 氏名 電話番号 F A X 番号 メールアドレス	
第三順位	部署 氏名 電話番号 F A X 番号 メールアドレス	

※電話番号については緊急時にも繋がるものが望ましい。

(様式 3 号)

年 月 日

連絡担当部署報告書

団体・会社名

三菱自動車工業株式会社

災害時における電動車両等の貸与に関する協定第 14 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

(年 月 日現在)

第一順位	部署 氏名 電話番号 F A X 番号 メールアドレス	
第二順位	部署 氏名 電話番号 F A X 番号 メールアドレス	
第三順位	部署 氏名 電話番号 F A X 番号 メールアドレス	

【本報告書の変更連絡先】

本報告書の記載内容を変更した場合、下記メールアドレス宛てに御連絡ください。

なお、三菱自動車側の記載内容に変更が生じた場合、同メールアドレスから本報告書記載の御担当者様（メールアドレス）宛てに御連絡いたしますので、あらかじめ御了承ください。

「三菱自動車 DENDO コミュニティサポートプログラム連絡事務局」

メールアドレス：info.densp@mitsubishi-motors.com